○　銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　国際統一基準行　次に掲げるいずれかの規定により自己資本比率又は連結自己資本規制比率（最終指定親会社自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。第六条第三項において同じ。）を算出する者をいう。 ［イ～ハ　略］ ［七～十四　略］	第一条　［同上］ ［一～五　同上］ 六　国際統一基準行　次に掲げるいずれかの規定により自己資本比率を算出する者をいう。 ［イ～ハ　同上］ ［七～十四　同上］
（連結の範囲） 第三条　外部ＴＬＡＣ比率の算出における連結の範囲は、連結自己資本比率（銀行自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。次条第二項第四号において同じ。）の算出における連結の範囲とする。 2　前項の規定にかかわらず、関連する国内処理対象銀行グループに含まれない子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）については、連結の範囲	（連結の範囲） 第三条　外部ＴＬＡＣ比率、最低所要リスク・アセットベースＴＬＡＣ比率及び最低所要総エクスポージャーベースＴＬＡＣ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項並びに第六条第一項及び第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象銀行の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十六号

に含めないものとする。

（外部ＴＬＡＣの額）

第四条　［略］

又は第十七号に掲げる会社（第六条第二項において「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国内処理対象銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社を子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）としている場合における当該子法人等（第六条第二項において「保険子法人等」という。）及び関連する国内処理対象銀行グループに含まれない子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

３　銀行自己資本比率告示第九条の規定は、外部ＴＬＡＣ比率の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項」とあるのは「銀行ＴＬＡＣ告示第二条第一項各号」と、「次項及び第三十二条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのは「外部ＴＬＡＣ比率（銀行ＴＬＡＣ告示第二条第一項に規定する外部ＴＬＡＣ比率をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのは「外部ＴＬＡＣ比率」と読み替えるものとする。

（外部ＴＬＡＣの額）

第四条　［同上］

2　第二条第一項各号の算式において、外部ＴＬＡＣに係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、同項第二号の算式においては、第一号に掲げる額を除くものとする。	2　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　自己保有その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額（銀行又は連結子法人等（銀行の子法人等であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）が当該銀行のその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段（銀行自己資本比率告示第一条第八十六号に規定するその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段をいう。以下この号において同じ。）を保有している場合（法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。次号において同じ。）における当該その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するものの額をいう。）	四　自己保有その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額（銀行又は連結子法人等（銀行の子法人等であって、連結自己資本比率（銀行自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この号において同じ。）の算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）が当該銀行のその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段（銀行自己資本比率告示第一条第八十六号に規定するその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段をいう。以下この号において同じ。）を保有している場合（法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。次号において同じ。）における当該その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するものの額をいう。）
五　［略］	五　［同上］
［３・４　略］	［３・４　同上］
（連結の範囲） 第六条　内部ＴＬＡＣ額及び最低所要内部ＴＬＡＣ額は、連結	（連結の範囲） 第六条　内部ＴＬＡＣ額及び最低所要内部ＴＬＡＣ額は、連結

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した主要子会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、主要子会社が連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）を有しない場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により作成した当該主要子会社の財務諸表に基づき算出するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、連結財務諸表において、国内処理対象銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等及び主要子会社グループに含まれない子法人等については、連結の範囲に含めないものとし、主要子会社が同項第一号から第十一号まで、第十六号又は第十七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

3　第一項本文の規定にかかわらず、主要子会社が連結財務諸表を作成する国際統一基準行又は国内基準行である場合は、内部ＴＬＡＣ額及び最低所要内部ＴＬＡＣ額の算出における連結の範囲は、国際統一基準行については第一条第六号イからハまでに掲げるいずれかの規定による自己資本比率又は連結自己資本規制比率の算出における連結の範囲とし、国内基準行については同条第七号イ又はロに掲げる規定による自己資本比率告示第九条の規定は、主要子会社が国際統一基準行又は国内基準行である場合における内部ＴＬＡＣ額又は最低所要内部ＴＬＡＣ額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式」とあるのはそれぞれ「銀行ＴＬＡＣ告示第七条の規定」又は「銀行ＴＬＡＣ告示第

資本比率の算出における連結の範囲とする。ただし、主要子会社グループに含まれない子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。	五条第一項又は第二項の算式」と、「銀行及び連結子法人等」とあるのは「主要子会社（銀行ＴＬＡＣ告示第一条第十二号に規定する主要子会社をいう。第一号及び第二号ニにおいて同じ。）又はその連結子会社等（主要子会社の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）であって、内部ＴＬＡＣ額又は最低所要内部ＴＬＡＣ額の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。）」と、「次項及び第三十二条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのはそれぞれ「内部ＴＬＡＣ額（銀行ＴＬＡＣ告示第五条第一項に規定する内部ＴＬＡＣ額をいう。次項において同じ。）」又は「最低所要内部ＴＬＡＣ額（銀行ＴＬＡＣ告示第五条第一項に規定する最低所要内部ＴＬＡＣ額をいう。次項において同じ。）」と、同項第一号中「銀行を」とあるのは「主要子会社を」と、「当該銀行が当該銀行の」とあるのは「当該主要子会社が当該主要子会社の」と、同項第二号ニ中「銀行」とあるのは「主要子会社」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのはそれぞれ「内部ＴＬＡＣ額」又は「最低所要内部ＴＬＡＣ額」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	